

公立大学法人秋田県立大学経営協議会規程

平成18年4月1日
規程第30号
改正 令和5年9月6日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学定款（以下「定款」という。）第17条第1項に規定する経営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、定款第18条に掲げる事項を審議する。

(招集)

第3条 経営協議会は、理事長が招集する。

(委員の任期)

第4条 経営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 経営協議会の議長は、理事長をもって充てる。

(定足数)

第6条 経営協議会は、構成員の過半数の出席により成立する。

(議事及び議事要旨)

第7条 経営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 審議事項のうち議長が認めた議事については、書面又は電磁的記録により審議に付することができるものとする。この場合において、前項の規定にかかわらず、構成員（当該議事について議決に加わることができるものに限る。）の3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議事を可決する旨の会議の議決があったものとみなす。

3 経営協議会の審議内容については、議事要旨を作成する。

(委員以外の者の出席)

第8条 理事長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 経営協議会の庶務は、企画・広報本部においてこれを行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月6日から施行する。